

幼児教育・保育施設における新型コロナウイルス罹患患者等の発生時の対応

原則：休園等の要請は、当該事項が発生した単一の施設に対して行うもので、他の幼児教育・保育施設に波及して適用するものではない。

定義：陽性＝新型コロナウイルス感染症に対してのみ。

濃厚接触者：施設で陽性者を確認した場合、濃厚接触者を特定せず、自宅待機を求めない。

検査：県の集団検査は、園児又は職員に複数名の同時感染が確認された施設を対象とする。（複数名とは5名を目安とし、クラスター発生が疑われる場合を指す）

対象者については、発症日（症状の出た日）の2日前から最終登園日（出勤日）までの期間について確認し、リストにまとめる。*1

休園：休園の判断は、施設と市で協議の上決定する。

対象者	対象者の状態	対象者の対応	周囲の園児への対応	周囲の施設職員への対応	休園判断		
園児及び施設職員	①陽性	<p>出席及び出勤停止 (医師又は保健所が登園可能と判断するまでの期間)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【自宅待機期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・症状あり 7日間の自宅待機 ・症状なし 5日目の検査キットによる陰性を確認した場合は、6日目に解除可能 </div>	<p>☆5名程度の感染者が確認された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査対象者の範囲を特定 ↓ ・該当者リストを作成し、県のPCR検査へ申込 ※体調不良者には受診を促す。 ↓ ・検査結果が出るまで自宅待機 ↓ ・自宅待機期間中の休園判断を市と協議 <p>【検査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陽性…①へ ・陰性…登園可 	<p>☆5名程度の感染者が確認された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査対象者の範囲を特定 ↓ ・該当者リストを作成し、県のPCR検査へ申込 ※体調不良者には受診を促す。 ↓ ・検査結果が出るまで自宅待機 ただし、毎日の検査により業務従事は可能 ↓ 【検査結果】 ・陽性…①へ ・陰性…出勤可 	<p>検査以外の園児は、登園可</p>	<p>検査以外の職員は、出勤可</p>	<p>しない (状況に応じて登園自粛)</p> <p>※ただし、感染拡大の状況がみられる場合や、自宅待機期間中の一部休園も有</p>
	②同一世帯内による濃厚接触	<ul style="list-style-type: none"> ・無症状→原則5日間の自宅待機 ※発症日または陽性判定日等を0日として、2日及び3日目の検査で陰性の場合は登園及び出勤可 ・症状あり→病院を受診 	<p>登園可</p>	<p>出勤可</p>			

検査対象者となる感染リスクのあるケース（無症状の場合のみ）*1

- ①罹患者と同居、または食事や洗面浴室等を共有する生活をしていた者
- ②適切な感染防護なしに罹患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ③罹患者の体液等に直接接触した可能性が高い者
- ④おおよそ1メートル以内で、マスク等をせずに、罹患者と15分以上の接触があった者
- ⑤罹患者からの物理的な距離が近い（座席が近いなど）、または接触頻度が高い者
- ⑥換気が不十分、三つの密、共用設備（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など）の感染対策が不十分などの環境で罹患者と接触した者